

No.	検 査 項 目	単位	検 査 結 果	定 量 下 限 値 水 質 基 準	検 査 方 法
1	一般細菌	/mL	0	0 100 以下	H15厚生労働省告示第261号 別表第1
2	大腸菌	—	陰性	— 検出されないこと	H15厚生労働省告示第261号 別表第2
3	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.8	0.1 10 以下	H15厚生労働省告示第261号 別表第13
4	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 0.3 以下	H15厚生労働省告示第261号 別表第6
5	マンガン及びその化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 0.05 以下	H15厚生労働省告示第261号 別表第6
6	塩化物イオン	mg/L	12.8	0.2 2.0 以下	H15厚生労働省告示第261号 別表第13
7	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	mg/L	0.6	0.3 3 以下	H15厚生労働省告示第261号 別表第30
8	pH値	—	7.8	— 5.8以上8.6以下	H15厚生労働省告示第261号 別表第31
9	味	—	異常なし	— 異常でないこと	H15厚生労働省告示第261号 別表第33
10	臭気	—	異常なし	— 異常でないこと	H15厚生労働省告示第261号 別表第34
11	色度	度	0.5 未満	0.5 5 以下	H15厚生労働省告示第261号 別表第36
12	濁度	度	0.1 未満	0.1 2 以下	H15厚生労働省告示第261号 別表第41
	ー以下余白ー				
	</				